

# 取扱説明書

## 《特記事項》

- (1) 5 番区画は軽自動車専用区画とする。
- (2) 3か月間は解約できないものとし、やむを得ない理由により解約する場合は敷金(保証金)は返還しないものとする。
- (3) 借主が車庫証明を必要とする場合、借主は駐車料金を6か月前納しなければならない。  
ただし、貸主は前納した駐車料金は返還しないものとする。また、借主は保管場所証明発行手数料として金一万円也(別途消費税)を貸主に支払わなければならない。なお、解約時には、車庫証明の取り消し手続きをしないといけない。
- (4) 借主は、賃料、管理費(共益費)、更新料等名目のいかんに関わらず本契約に基づいて貸主に支払う金銭に消費税、地方消費税が課せられる時で将来消費税、地方消費税が変動した場合、変動後の消費税、地方消費税を負担するものとする。

## 《注意事項》

### 初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用のお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

## 《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。

- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上